

地方公共団体における「歩切り」の撤廃に向けた最近の取組と今後のロードマップ

平成27年度		平成26年度	
年月	内容	年月	内容
6月4日	担い手3法(公共工物品質確保法・入札契約適正化法・建設業法)の一体的改正 <small>(※全会一致で可決成立)</small>	6月4日	「歩切り」に関する内容
7～8月	全国8ブロックにおいて、国土交通省幹部と市町村長等(計49人)との意見交換会を開催	7～8月	公共工物品質確保法において「予定価格の適正な設定」が発注者の責務として明確化(同日施行)
8月7日	建設産業活性化会議中間とりまとめ	8月7日	「歩切り」に関する従前からの認識及び取扱い等について意見交換
9月30日	入札契約適正化指針改正(閣議決定)	9月30日	技能者の処遇改善に向けた取組の中に、「歩切り」の根絶(必要に応じて個別発注者名の公表)を位置付け
10月22日	「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」総務省・国土交通省から地方公共団体あて要請	10月22日	「歩切り」が「公共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反する」旨を明記
11月～	一部の県において、管内市町村における「歩切り」の廃止に向けた先進的な取組が開始(順次)	11月～	「歩切り」を「厳に行わない」こと、「予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと」を要請。併せて「今後、歩切りについては、その実態を適時調査する予定である」こと、「個別に聴取を行い、必要に応じて個別発注者名を公表すること」を通知
11～12月	下期ブロック監理課長等会議を開催	11～12月	議論の中で、「歩切り」をなくすための取組方策について議論
12月9日	リーフレット「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について」を作成・配布・HP掲載	12月9日	「歩切り」の違法性及び定義、「歩切り」を根絶する必要性等について解説
12月9日	「公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関する調査」を実施	12月9日	「歩切り」に関する初の実態調査を実施
1月30日	調査回答締切	1月30日	「歩切り」が違法であること等から「これを行わない」旨を明記
1月30日	「発注関係事務の運用に関する指針」の策定(公共工物品質確保関係省庁連絡会議申合せ)	1月30日	「歩切り」を「厳に行わない」よう再度要請
2月6日	「公共工事の円滑な施工確保について」総務省・国土交通省から地方公共団体あて要請	2月6日	
4月28日	調査結果(平成27年1月1日現在)の公表	4月28日	概ね全ての地方公共団体が「歩切り」の違法性・定義等を理解した旨、約4割の団体が「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」旨、 ²⁵⁹ 団体が平成27年4月までに見直しを行う予定である旨等を公表(ブロック別)
4月28日	「予定価格の適正な設定について」総務省・国土交通省から地方公共団体あて要請	4月28日	「歩切り」を行っている全ての地方公共団体に対し、「歩切り」の早期の見直しに向けた検討を行うこと等を要請
4月28日	上期ブロック監理課長等会議を開催	4月28日	着実な運用に向けた取組の第一歩として、市区町村における「歩切り」の見直しに向けた取組について助言等の支援に努めることを申合せ。また、市区町村における「歩切り」の見直しに向けて、地域発注者協議会や地方公契連など発注者間の連携の場等を通じた働きかけが実施されていることを確認
5～7月	改正担い手3法の着実な運用について全8ブロックで申合せ(国土交通本省・全地方整備局・全都道府県が申合せ)	5～7月	4月28日の要請を受け、「歩切り」の見直しの進捗状況等をフォローアップ調査。併せて「歩切り」の撤廃に向けた今後の取組予定を公表
6月22日	「公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関するフォローアップ調査」を実施	6月22日	「歩切り」の見直しの進捗状況等について公表
7月24日	調査回答締切	7月24日	
8月(予定)	フォローアップ調査結果(平成27年7月1日現在)の公表	8月(予定)	
9月(予定)	「歩切り」を行っていると疑われる発注者に対し、個別に理由等を聴取し、改善を促進	9月(予定)	
11～12月(予定)	下期ブロック監理課長等会議を開催	11～12月(予定)	
年内(予定)	「歩切り」を行っている個別発注者名を公表	年内(予定)	

取組

「歩切り」に関する内容

